

令和 8 年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金に係る交付  
対象者の決定に関する実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、令和 8 年度十和田市スマート農業機器導入支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行にあたり、交付対象者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(申込期間)

第 3 条 要綱第 5 条第 1 項の別に定める期間（以下「申込期間」という。）は、令和 8 年 5 月 11 日から令和 8 年 5 月 29 日までの平日（祝日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時までとする。ただし、第 4 条第 2 項及び第 6 条の規定により交付対象者を決定した場合であって、交付対象者の申込に係る補助金の合計額が本事業の本年度予算額（以下「予算額」という。）に達しない場合は、前段の申込期間とは別に、申込期間を追加して設けることができる。

(交付対象者の決定)

第 4 条 要綱第 5 条第 2 項の別に定める方法は、要綱第 5 条第 1 項の申込をした者（以下「申込者」という。）が番号が付されたくじを引き、くじの番号が小さい順に申込者を交付対象者として決定する方法（以下「抽選」という。）とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、要綱第 5 条第 1 項による申込に係る補助金の合計額が予算額に達しない場合は、申込者全員を交付対象者として決定する。

(抽選の実施)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の抽選を行うときは、申込者に対し、抽選を行う日時及び会場を通知するものとする。

2 抽選は、次の方法で実施するものとする。

(1) 申込者は、当日の抽選を行う会場に到着した順に、番号が付された予備くじを引くこととする。

(2) 申込者は、予備くじで引いたくじの番号が小さい順に、番号が付された本くじを引くこととする。

(3) 本くじで引いたくじの番号が小さい順に交付対象者を決定する。

3 申込者の代理人が抽選を行う場合は、当該代理人は、申込者からの委任状を市長に提出するものとする。

4 抽選を開始する時刻までに抽選を行う会場に到着しなかった申込者又はその代理人は、抽選を辞退した者とはみなさず、その者の抽選順を最後とし、市長又は市長があらかじめ指名する職員が代理で抽選を行うものとする。

(交付対象者の追加の決定)

第6条 市長は、交付対象者が要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満たしていないことが確認できた場合、要綱6条に規定する交付の申請を辞退する旨の申出があった場合等によって交付対象者からの交付の申請が見込まれないときは、交付対象者として決定されなかった申込者のうち、第5条第2項の方法により引いた本くじの番号が交付対象者が同方法により引いた本くじの番号の次点に小さい者を予算額の範囲内で交付対象者として決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月15日から施行する。